

郡山市一般型一時預かり事業補助金交付要綱

令和3年3月29日一部改正

令和5年2月20日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難になった場合に、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号雇児発0717第11号）別紙に定める一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号）別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成27年11月13日付け27こ第2503号。以下「県交付要綱」という。）に基づき、社会福祉法人その他の者に対してする補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12の規定により市長に届け出て一時預かり事業を行う者のうち、国実施要綱4実施方法(1)一般型に定める基準によって一時預かり事業を行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別紙第4欄に定める対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、国交付要綱別紙第3欄に定める基準額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業実施計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書兼交付申請額積算書（第2号様式）とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、

この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 国交付要綱第5条第1号から第8号までに規定する条件を遵守すること。この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「郡山市長」と、「国庫」とあるのは「郡山市」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。

(3) 県規則及び県交付要綱の定めに従うこと。

(概算払)

第9条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、一時預かりの実施状況を一時預かり実施記録表(第3号様式)に記録し、当該月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定する補助事業等に係る収支決算書は、収支決算書兼補助金額積算調書(第4号様式)とする。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

事業実施計画書

年 月 日

住 所

申 請 者 氏名又は名称

代表者職氏名

1 施設名称	
2 施設所在地	
3 実施日時	
4 定員	
5 職員数	人（常勤 人 非常勤 人）
6 事業実施に係る面積	m ²
乳児室又はほふく室	m ² 児童1人当たり m ²
保育室又は遊戯室	m ² 児童1人当たり m ²
7 利用料金	
8 年間見込み児童数	人 ※前年度実績 人

担当者氏名及び連絡先	
------------	--

収支予算書兼補助金額積算調書

年 月 日

住 所

申 請 者 氏名又は名称

代表者職氏名

1 支出

科 目	本年度予算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
賃 金			
共 済 費			
役 務 費			
委 託 料			
そ の 他			
合 計	①	②	

2 収入

(1) 寄付金その他の収入

科 目	本年度予算額	摘要
寄 付 金		
一時預かり利用料③		
そ の 他		
合 計 ④		

(2) 補助金(申請時積算額)

ア補助基準額	
イ補助対象経費実支出額(②-③)	
ウ総事業費から寄付金その他の収入を控除した額(①-④)	
補助金額(ア・イ・ウのうち最も少ない額)	⑤

(3) 自己資金

⑥

収入合計(④+⑤+⑥)

一時預かり実施記録表

年 月分

施設名

○:予約のみ ●:実施

No.	児童氏名	性別	年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	利用計	予約計	
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					
合 計																																					

収支決算書兼補助金額積算調書

年 月 日

住 所

申 請 者 氏名又は名称

代表者職氏名

1 支出

科 目	本年度決算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
賃 金			
共 済 費			
役 務 費			
委 託 料			
そ の 他			
合 計	①	②	

2 収入

(1) 寄付金その他の収入

科 目	本年度決算額	摘要
寄 付 金		
一時預かり利用料③		
そ の 他		
合 計 ④		

(2) 補助金(実績報告時積算額)

ア補助基準額	
イ補助対象経費実支出額(②-③)	
ウ総事業費から寄付金その他の収入を控除した額(①-④)	
補助金額(ア・イ・ウのうち最も少ない額)	⑤

(3) 自己資金

⑥

収入合計(④+⑤+⑥)